

【別紙資料13】

取壊し工事における石綿粉じん濃度測定要領

- この要領は、公営住宅課が実施する取壊し工事に適用する。
- 工事の施工者は、石綿除去工事の有無にかかわらず、粉じん濃度測定を行うこととし、測定の方法は以下によること。
吹付け石綿除去工事がある場合 : 別途指定による
石綿含有保温材等の処理を行う場合 : 別表による
石綿含有成形板等の処理のみの場合又は石綿含有建材の処理がない場合 : 別表のうち①及び④を実施
- 測定方法は「JIS K3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法 第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法とし、測定機関は都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とすること。
- 測定結果は速やかに県に報告すること。作業中の濃度測定において、測定値が10f/Lを超えた場合は、作業を中止して、その発生源を特定して必要な粉じん飛散防止措置を講じた後、県の承諾を得て作業を再開することができる。工事を再開した場合は、再度測定を行い、速やかに県に報告すること。
- 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第6条第1項ただし書きの措置により除去等作業を行う場合は、別表のうち①及び④を実施すること。
- 測定結果報告書の提出部数：2部

別表

測定時期	測定場所		測定箇所数	備考
処理作業前	①	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	(注1)
処理作業中	②	セキュリティゾーン入口	1点	空気の流れを確認 (注1)
	③	集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	1点	集じん・排気装置の 性能確認(注1)
	④	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	(注1)
処理作業後 隔離シート撤去前	⑤	処理作業室(隔離された区域)内	2点(注2)	(注3)

(注1) 速報値で10f/L以上検出された場合は、直ちに作業を中止し、その原因を確認すること。

(注2) 各施工箇所ごとの室面積が10㎡以下は1点、50㎡以下までは2点、300㎡までは3点とすることとし、300㎡を超えるものは、300㎡ごとに1測定点を追加すること。

(注3) 測定は、粉じん飛散抑制剤を散布した翌日とし、速報値で10f/L以下であることを確認した後、シートの撤去を行うこと。